

## 埼玉県立大学教育実習連絡委員会規程

平成22年4月1日

規程第114号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号）第82条の規定に基づき、教育実習及び養護実習（以下「教育実習等」という。）の円滑な運営を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学部長
- 二 教務委員長
- 三 教育実習等の科目責任者
- 四 教職に関する科目の担当者
- 五 教育実習等協力校を所管する市町村教育委員会教育長
- 六 教育実習等協力校長
- 七 その他委員長が必要と認める者

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 教育実習等の企画及び運営に関する事項
- 二 実習校の選定及び連絡調整に関する事項
- 三 実習中の評価及び単位認定に関する事項
- 四 その他教育実習等の基本的事項に関する事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

(委員会の招集及び議長)

第5条 委員長は、委員会を招集する。

- 2 委員長は、議長を指名する。
- 3 議長は、会議を総理する。

(代理出席)

第6条 第2条第5号及び第6号に掲げる委員については、代理による出席を認める。

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。